

教職員の配置の改善	
質問 ・ 意見	<p>教職員の未配置の問題については、ここ数年来、学校現場の大きな課題となっているものの、大量退職や常勤講師志願者の減少等の影響を受け、教員定数未配置、算育休補充・私傷病休暇不補充の問題は一層深刻になっています。増加の傾向にある非常勤講師についても、授業系非常勤講師の確保は厳しいと認識しています。</p> <p>現状に鑑み、人材確保の方策として、以下3点を提案します。</p> <p>まず、養護教諭と事務職員については確保の可能性は、教諭・常勤講師等に比べて高いものと推察します。採用の枠を拡大し、養護教諭と事務職員の県内全校配置、また、配置基準の工夫による、複数配置校の拡大が実現すれば、業務負担がますます増える教職員の負担軽減、子供の多様なニーズへの対応が可能になるものと考えます。</p> <p>次に、非常勤講師への着目です。中でも支援系非常勤講師「にこにこサポート」の配置基準拡大が叶えば、重要な課題と認識しつつ、なかなか行き届かぬ、特別な支援を要する児童の個別最適な学びの保障が可能となるものと考えます。</p> <p>そして、今年度中途に配置いただいた緊急校務支援員について、お礼申し上げます。配置校からは喜びの声が上がっているところであり、今後、配置が拡大されれば、学校救済に資すると考えます。</p> <p>以上3提案についての、見解をいただきたいと存じます。</p>
回答	<p>近年、教員不足が極めて深刻な状況になっており、県教育委員会としては最重要課題と位置づけ、市町村教委や学校長の協力を得て、全力で人材確保に当たっています。</p> <p>しかし、今年度も教員の未配置が生じ、また、常勤の代わりに非常勤を充てる例が増加しています。それに伴い、学校における教員一人一人の負担も増加している状況で、大変心苦しく思っています。県教委としては、一刻も早く改善できるよう、昨年度の取組に加えて今年度も新たな取組を追加し、鋭意人材の確保に努めているところです。(参考参照)</p> <p>今後もありとあらゆる方策を講じて、人材確保に努めていきます。</p> <p>提案1：養護教諭と事務職員の配置</p> <p>養護教諭と事務職員の配置について、基礎定数については、義務標準法により学校の学級数、児童生徒数によって措置数が決まっています。また、養護教諭、事務職員それぞれに、加配定数が措置されています。県では、国で措置されるそれらの定数を、県の配置基準に則って、各学校に配当しています。国に対しては、市町村教育委員会からの要望を踏まえ、加配定数について増員を要望しています。今後も国に対して、増要求していきます。</p> <p>提案2：にこにこサポートティーチャーの増員</p> <p>にこにこサポートティーチャーについては、現在、小学校通常の学級に全県で100名、小中学校の特別支援学級の多人数の学級に対して、全県で53名の配置を行っています。本事業に限らず、市町村からも指導補助系の非常勤講師について増員の要望をいただいておりますが、非常勤講師の増員は財政面及び人材確保の両面から拡大は困難な状況です。なお、今年度から運用を緩和し、非常勤講師事業によっては、市町村教育委員会の判断で複数校の兼務を可能としています。</p>

提案3：緊急校務支援員の配置拡大

来年度においても、万一、教員に欠員があった場合や、常勤教員の代わりに緊急対応非常勤講師を配置した学校に対しては、緊急校務支援員を配置する予定です。今年度は年度途中からの任用開始となりましたが、来年度は、年度当初から任用が可能とする方針です。

〈参考〉今年度の具体的取組

- 年度内の欠員補充
 - ① 定年退職者等への再度の働きかけ
 - ② 募集広報等の強化（7/1教員免許更新制度廃止）

- 欠員が生じている学校現場の負担軽減
 - ① 運用緩和（例：主幹教諭の授業時間数の制限撤廃）
 - ② 教育委員会による調査等の簡素化・削減（例：加配関係資料）
 - ③ 欠員等が生じている小中学校等への「緊急校務支援員」の配置（全額県費）
 - ・対象校：欠員のある学校及び常勤講師の代わりに非常勤講師を配置している学校
 - ・勤務時間数：1日8時間×週5日×35週 ※総時間数の範囲で柔軟な配置可（非常勤講師を配置している場合はその配置時間を除く）
 - ・報酬単位：1,000円/時間（期末手当、交通費支給等もあり）

- 来年度以降の欠員ゼロに向けた対応
 - ① 再任用者等の確保（大量退職の影響緩和）
 - ② 新規の人材確保に資する教員採用試験の見直し・実施
 - ・一般選考試験（夏～秋）の募集人数：312人（前年+30人、過去最大）
 - ・特別選考試験（GW、県外現職教員等、面接試験のみ）
 - ：受験者24人中、合格者17人（小11人、中4人、特支2人）
（Uターン11人、Iターン1人、県内経験者1人）
 - ※年末12/29にも島根・東京で実施
 - ③ 教員志望者の裾野拡大（県内大学との連携、高校生対象の教員志望セミナー実施（浜田高校・益田高校2校に加え、松江東高校・大社高校で実施）など）
 - ④ 「プレティーチャーセミナー」の開催（12/12松江合庁）【新規】
 - …教員免許保有者で学校勤務経験の無い者を対象に教員の勤務、やりがいを発信
 - 1月には出雲、浜田、隠岐で開催。
 - ⑤ 募集広報・教職の魅力発信強化（令和4年度当初予算：10,255千円）
 - ※都会（特に東京）の退職教員のIターン促進など、ターゲットを絞った対策も実施
 - ⑥ 採用前後のサポート強化（新規採用者等の定着促進）
 - ⑦ 教員籍の行政勤務者（指導主事等）の配置の在り方検討 など

再任用教職員の多様な雇用形態の実現及び待遇の改善	
質問 ・ 意見	<p>1の質問のとおり、教職員の定数確保については、大変厳しい状況が続いています。また、大量採用により、学校運営の即戦力が確保できないことも大きな課題となっています。そのような状況下で、再任用教員の知識と経験への期待は多大であり、配置された学校では担任や分掌主任を割り当て、その活躍に大いに助けられているところです。</p> <p>しかし、待遇面が十分とは言えず、今後の志願者減を危惧しています。また、再任用短時間勤務は県立に限定されており、公立小中学校にはフルタイムでの勤務が求められていることも課題となっています。現に退職後の生活設計上、フルタイム勤務が難しいために、志願を断念するケースが散見されます。</p> <p>再任用教職員の勤務条件等を見直し、定数確保並びに、円滑な学校運営への支援をしていただきますように強く要望します。</p>
回答	<p>深刻化する教員不足の解消のため、経験豊富で技量の高い定年退職を迎える教職員を再任用することは重要であると考えています。そのためには、多様な雇用のニーズに応えられる仕組みを整えたいと考えています。これまでには、教諭の他に初任者研修拠点校指導員の任用を行ってきましたが、今年度より校長・教頭・主幹教諭の再任用を開始しました。また、教育委員会の指導主事・社会教育主事についても、積極的に再任用を行うこととしており、近年、その数を増やしてきています。</p> <p>小中学校では、短時間勤務の再任用は行っていません。常勤を希望されない方については、非常勤講師として多くの方を任用しています。</p> <p>地方公務員法の改正で令和5年度より定年年齢が引き上げられることとなります。この改正に伴い、定年前再任用短時間勤務を導入することとしており、小中学校においては、専科指導、生徒指導、初任研の拠点校指導等で短時間勤務での任用を予定しています。60歳を迎える経験豊かな教職員の皆様には、長く教職に携わっていただきたいと考えています。</p>

R 4 県公立学校教頭会との意見交換会

教育センター

初任者研修内容の精選と、初任者及び学校の負担軽減	
質問・意見	<p>大量退職に伴う大量採用で、学校規模問わず、毎年、新規採用者が配置されるようになりました。中でも、新卒者の指導は特に綿密に行われる必要があります。しかし、生徒指導問題の多発や特別な支援を要する児童・生徒への対応、保護者対応等を筆頭に、現場の多忙化が一向に改善されない状況の中、育成のための十分な指導が叶わず、教職への失望感を募らせてしまった結果、1年を待たずして辞職する初任者がみられるようになったことは誠に遺憾に思います。また、定数未配置、年度中途欠員の不補充、コロナウイルス感染症による担任の長期休暇取得は、教育課程実施上のブレーキとなり、新規採用者の校内研修時間を返上して、校内体制を組まざるを得ない場合が少なくありません。さらに、学校によっては、毎年新卒者が入りっております。2年目、3年目を迎えても自立の途上にあり、変わらずの支援・指導が必要です。そこには十分に手が回らない状況です。新規採用者の自立支援と円滑な学校運営がともに叶うような、初任研の内容精選並びにプログラムの再検討を強く要望します。</p>
回答	<p>初任者研修は、教育公務員特例法第23条に基づき、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として実施しています。</p> <p>今年度は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するために、9年ぶりに実施協議会を開催し、初任者研修対象者配置校の校長先生に参加いただきました。そこで以下のような課題があることが分かりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模校では見学研における教員の負担が大きい。 ・初任者の困り感の高い授業づくりを中心に研修を実施できないか。 <p>以上のような課題を踏まえ、以下のような内容で校内研修を考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見学研の時数変更はしないが、運用の工夫について連絡協議会で伝える。 ・一般研修の時間を28～56時間と幅をもたせていたが、28時間とする。 ・教科等の研修におけるその他研（選択）を教材研究等の研修（教材研）に変更し、研修時間を28時間とする。教材研究を行うなどの時間とし、指導教員等が直接指導する場合や近くで見守り必要に応じて相談に応じる。 <p>また、教育センター研修において、初任者の困り感の高い授業づくりについて内容の見直しを行っており、今後も研修の質を高めていくよう努めていきます。</p> <p>さらに、校内体制の充実を図るため、校外における研修等に係る非常勤講師の一日当たりの勤務時間数を一律上限7時間としました。</p>